

令和8年度の取組方針について

1 年間スローガン

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」

～誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現～

2 基本方針

① 県民の自主防犯力の強化

防犯情報の提供体制強化による、きめ細かな情報提供と防犯ボランティア活動を支援することにより、県民の自主防犯力を強化する。

② 地域主体の防犯活動の推進

関係機関・団体が協力して防犯ボランティアが活動できる体制を整備し、ボランティアによる自主的な活動を推進する。

③ 犯罪の起こりにくい環境の整備

侵入犯罪に強い住宅の普及、犯罪の起こりにくい公共空間づくりに努め、犯罪の起こりにくい環境の整備を推進する。

④ 犯罪弱者等の安全対策の推進

子ども、女性、高齢者等を犯罪被害から守るための対策及び犯罪被害者等の支援を推進する。

3 重点施策

① 特殊詐欺の撲滅

- ・ 「特殊詐欺撲滅県民運動」の推進

② 地域防犯力の更なる強化

- ・ 地域コミュニティ防犯力促進会議の開催
- ・ 公園等安全点検の実施

③ 犯罪被害への理解促進

- ・ 犯罪被害理解促進期間の実施

令和8年度「特殊詐欺撲滅県民運動」の推進要領

1 目的

県民生活に大きな不安と脅威を与える特殊詐欺に対して、県、警察、市町、事業者・関係団体、県民が一致協力して、地域及び職域における被害防止気運の高揚を図るとともに、県民一人一人の抵抗力を強化し、もって、県民総ぐるみによる特殊詐欺撲滅対策を推進する。

※ 特殊詐欺とは、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、ニセ警察詐欺に加え、SNS型投資詐欺やSNS型ロマンス詐欺など、電話やSNSを使ってお金をだまし取る犯罪の総称です。

2 スローガン

みんなでなくそう『特殊詐欺』

3 推進事項

(1) 広報啓発活動の推進

県民に対する直接的な働き掛けや各種広報媒体を活用し、特殊詐欺の最新の手口や具体的な被害防止対策について繰り返し広報を行う。

なお、広報に当たっては、幅広い世代に届けるための情報発信に配慮する。

(2) 電話対策の推進

特殊詐欺被害の多くが、犯人からの電話を入り口としていることから、電話に対する技術的遮断に向けた下記の取組を強化する。

ア 固定電話対策

- ① 国際電話の発信・着信の利用停止の普及促進と申込支援
- ② 電話会社が提供する特殊詐欺対策サービスの周知、申込支援
- ③ 警告メッセージ機能付き電話の活用促進

イ 携帯電話対策

警察庁推奨アプリの周知、導入支援

(3) 水際対策の強化

県民の日常生活の場における「被害を止めてくれる人」の育成、金融機関やコンビニエンスストアとの連携強化による被害拡大防止を推進する。

4 県民運動の役割

(1) 県

県は、市町、警察等と連携の上、特殊詐欺撲滅県民運動に関する総合的な対策を推進し、同運動が県民総ぐるみとなるよう努める。

(2) 警察

警察は、県、市町等と連携の上、県民に対する広報啓発活動や、被害防止に向けた具体的施策を推進するなど、特殊詐欺撲滅県民運動の中核を担う。

(3) 市町

市町は、県、警察等と連携の上、被害防止に向けた住民に対する広報啓発活動や電話対策の推進等の特殊詐欺撲滅県民運動に積極的に協力するよう努める。

(4) 事業者・関係団体

事業者・関係団体は、事業活動等を通じて、従業員（構成員）、顧客等に対する被害防止に向けた広報啓発活動や電話対策の推進の強化に取り組むなど、特殊詐欺撲滅県民運動の積極的な推進に努める。

(5) 県民

県民は、特殊詐欺について理解し、警察庁推奨アプリの導入などの被害防止対策を実践するとともに、家族や近隣住民等にも注意を呼び掛けるなど、特殊詐欺撲滅県民運動の積極的な推進に努める。

令和8年度 地域コミュニティ防犯力促進会議の開催

<p>目 的</p>	<p>全県的な防犯力の向上を図るため、県内を4ブロック（中部、東部、西部、北部）に分け、毎年度、モデル地区を1か所選定し、同地区の防犯ボランティアや関係団体の代表者と行政関係者が一堂に会し、地域の犯罪発生状況や特性等を踏まえた犯罪被害防止の取組や方法等について協議することにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた県民の防犯意識の醸成・高揚及び自主防犯活動への取組の促進を図る。</p>
<p>開催時期</p>	<p>まちづくり推進期間中（10/11～10/20の間）に開催予定</p>
<p>開催場所</p>	<p>○ 令和8年度は、西部ブロックでの開催を検討 （R2:山口、R3:周南、R4:下関、R5:美祢、R6:防府、R7:下松）</p>
<p>参加者</p>	<p>○ 行政：県、市町、警察 ○ 地域住民：防犯ボランティア団体、老人クラブ連合会、自治会連合会、PTA連合会 等 ○ 関係機関等：学校、防犯連合会 等</p>
<p>会議後の事業</p>	<p>○ 本促進会議の成果を踏まえた事業を展開予定 ○ 過去の事業 R2：山口市吉敷地区で開催し、防犯チラシを作成 R3：周南市須々万地区で「一斉見守りの日」を実施 R4：下関市唐戸地区で「小学生と防犯ボランティアとの対面式」等を実施 R5:美祢市大嶺地区で「ながら見守りのタスキ贈呈式」等を実施 R6:防府市大道地区で「ながら見守りのタスキ贈呈式」等を実施 R7:下松市末武地区で「ながら見守りのタスキ贈呈式」等を実施</p>

令和8年度 公園等安全点検の実施

目 的	各市町において、地域住民（親子）、防犯ボランティア、市町等関係機関・団体が連携し、公園及びその周辺道路等の安全点検を実施することにより、子どもに危険箇所の見分け方を習得させるとともに、本活動を通じて地域の連携を強化し、防犯意識の高揚を図る。
主 体	各市町、地域住民（親子）、防犯ボランティア、関係機関・団体
目標指標	向上させる。（令和7年度：77か所、前年度対比+2か所）
期 間 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 実施期間 通 年 2 重点実施期間 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 夏休みの時期に、子どもたちの遊び場である公園等の安全点検を実施する。 令和8年7月中 </div> 3 実施時間 概ね1～2時間程度（各市町が実情に応じて計画）
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検対象 日頃、子どもたちが遊んでいる公園（街区公園、児童遊園）が中心であるが、公園以外の遊び場も対象とする。 2 実施方法 各市町が地域住民（親子）、防犯ボランティア、学校、警察等からの参加を得て、公園等対象の安全点検活動を実施する。 3 事前準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施日時、点検場所の決定等、具体的計画を策定する。 (2) 地域住民、防犯ボランティア、学校、警察等に参加要請を行う。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 各市町が実情に応じて、各地区母親クラブ等のボランティアと実施日時、場所等を検討の上で実施する。 </div>
留意事項	実施に当たっては、熱中症対策に配慮すること。

令和8年度 犯罪被害理解促進期間の実施

実施期間	<p>令和8年11月25日（水）～12月1日（火）</p> <p>※ 国が定める「犯罪被害者月間」中に実施</p>
実施内容	<p>犯罪被害者等支援に関する広報啓発</p>
主要行事	<p>1 犯罪被害者等支援ミニパネル展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催時期：年間を通じて実施 (期間中は県庁で実施予定) ・ 開催場所：未定（県庁、3市町で開催予定） ・ 主催：山口県犯罪被害者等支援推進協議会 <p>2 県及び全市町における集中広報</p> <p>県及び全市町村庁舎で広報ブースを設置予定</p> <p>3 犯罪被害者月間in岩国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催月日：11月15日（日） ・ 開催場所：シンフォニア岩国 ・ 主催：(公)山口被害者支援センター、山口県警察 山口県 ・ 共催：岩国市
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月29日、警察庁犯罪被害者等支援担当者を招致しての「犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業（仮称）」を開催予定 ○ 8月頃、市町の被害者支援担当者等を対象とした「犯罪被害者等相談窓口担当者研修会」を開催予定

各機関・団体等の推進事項

推 進 項 目	推 進 事 項
県民の自主防犯力の強化	(1) 防犯意識の高揚 ア 鍵かけ広報による侵入盗、自転車盗被害の防止 イ 目に見える取組、広報、啓発活動の強化 (2) ネットワークによる情報提供体制の強化 ア 市町、関係機関・団体のネットワーク強化 イ ネットワークの活用 (3) 防犯情報の提供と防犯指導の徹底 ア 県民、関係機関・団体等へのきめ細かな防犯情報の提供 イ 地域、学校、事業者等に対する防犯指導の推進 ウ 防犯教育の促進 (4) 防犯ボランティア活動の積極的支援 ア 防犯ボランティアによる自主的な防犯活動の推進 イ 関係機関・団体による支援活動の推進
地域主体の防犯活動の推進	(1) ネットワークによる情報提供体制の強化【上記に同じ】 (2) 防犯ボランティアによる自主的な活動の推進 ア 関係機関・団体等の協働活動の推進 イ 地域の特色を生かした活動の推進 ウ 防犯ボランティアの育成 (3) 防犯ボランティア活動の積極的支援【上記に同じ】
犯罪の起こりにくい環境の整備	(1) 住宅侵入犯罪を防止する環境の整備 ア 防犯性能の高い住宅の普及 イ 視認性の高い住宅周辺環境の整備 (2) 通学路、公園等における犯罪を防止する環境の整備充実 ア 通学路、公園、駐車場等の防犯性の向上 (3) その他の防犯性の高い環境の整備 ア 地域や身の回りでできる防犯環境の整備 イ 防犯カメラの設置拡充
犯罪弱者等の安全対策の推進	(1) 新たな犯罪（手口）に対する的確な対応 ア 特殊詐欺被害防止対策の推進 イ サイバー犯罪総合対策の推進 (2) 子ども、女性、高齢者等を守る活動の推進 ア 子どもの安全見守り活動の推進 イ 身近な安全を守る活動 ウ 児童虐待への迅速、的確な対応 エ ストーカー、DV事案への迅速、的確な対応 (3) 学校における危機管理力の向上 ア 学校関係者等の危機管理力の向上 イ 保護者等の危機管理力の向上 ウ 学校等に対する緊急通報システムの効果的活用 (4) 犯罪被害者等の支援対策の推進 ア 損害回復・経済的支援 イ 精神的・身体的被害の回復・防止 ウ 支援等のための体制整備 エ 県民の理解の促進

目標指標

指 数 名 (期間)	現 状 (R7 年度)	目標数値 (R8 年度)
<u>県民の自主防犯力の強化</u>		
刑法犯認知件数 (件) (年間)	4,921	減少させる
特殊詐欺の被害件数 (件) (年間)	270	減少させる
県下統一行動日(期間)の取組市町数 (市町)	19	19 全市町
県民の体感治安 ※ 県政世論調査で「安全で安心して暮らせる社会づくりに向けて、犯罪や交通事故の防止に向けた対策が進んでいる。」と回答する県民の割合 (%)	22.0	向上させる
薬物乱用防止教室の実施率 (小・中・高校) (%)	99.6	100
<u>地域主体の防犯活動の推進</u>		
出前講座の開催回数 (回、人)	67 回 6,635 人	向上させる
<u>犯罪の起こりにくい環境の整備</u>		
公園等点検活動の件数 (件)	77	向上させる
県管理道路の歩道設置 (km)	1,391 (R5)	計画的な整備 を目指す
<u>犯罪弱者等の安全対策の推進</u>		
携帯電話メールによる情報配信システム整備率 (小・中・高・特別総合支援学校) (%)	98.6	維持する
高齢者宅訪問による防犯指導件数 (件)	2,014	維持する
サイバー空間の違法有害情報に対する無害化措置 件数 (年間)	810	500 (R8)
犯罪被害理解促進期間における取組市町数	19	19 全市町